

令和7年度被害者保護増進等事業費補助金（自動車事故被害者支援体制等整備事業（短期入所協力事業））の申請期限等について

令和7年度被害者保護増進等事業費補助金（自動車事故被害者支援体制等整備事業（短期入所協力事業））における交付規程の第4条（交付の申請）及び第14条（実績報告）に基づく「博報堂プロダクツが別に定める時期」及び「実施した補助対象事業の期間」については、以下のとおりとする。

以下の対象費目を申請される場合：
入所施設支援費、利用促進等事務費（研修等経費・備品類導入費・広報活動費
・短期入所プラン作成費・移送サービス費・※意見交換会実施費）
※意見交換会実施費は重点支援施設のみ申請可

【交付申請兼実績報告】

【第1回】

①実施した補助対象事業の期間

令和7年4月1日（火） から 令和7年12月31日（水） まで

②①の期間内に実施した補助対象事業における交付申請兼実績報告書の申請期限（申請期間）

申請期限： 令和8年1月20日（火）

（申請期間： 令和7年4月1日（火） から 令和8年1月20日（火） までの間）

【第2回】

①実施した補助対象事業の期間

令和8年1月1日（木） から 令和8年1月31日（土） まで

②①の期間内に実施した補助対象事業における交付申請兼実績報告書の申請期限（申請期間）

申請期限： 令和8年2月16日（月）

（申請期間： 令和8年1月1日（木） から 令和8年2月16日（月） までの間）

【第3回】

①実施した補助対象事業の期間

令和8年2月1日（日） から 令和8年3月31日（火） まで

②①の期間内に実施した補助対象事業における交付申請兼実績報告書の申請期限（申請期間）

申請期限： 令和8年3月16日（月）

（申請期間： 令和8年2月1日（日） から 令和8年3月16日（月） までの間）

- ・事業実施完了後、速やかに交付申請兼実績報告書を提出すること。

- ・なお、補助金の交付状況（全体予算の執行状況）等により、補助金の交付の取り止め（補助金交付の終了）等を行う場合がございます。

以下の対象費目を申請される場合：
人材雇用費、求人情報発信費 ※重点支援施設のみ申請可

【交付申請】

①実施した補助対象事業の期間

令和7年4月1日(火) から 令和8年3月31日(火) まで

②①の期間内に実施予定の補助対象事業における交付申請書の申請期限（申請期間）

申請期限： 令和8年2月6日(金)

(申請期間： 令和7年4月1日(火) から 令和8年2月6日(金) までの間)

【実績報告】

申請期限： 令和8年3月31日(火)

(申請期間： 交付決定後 から 令和8年3月31日(火) までの間)

※事業実施完了後、速やかに実績報告書を提出すること。

- ・なお、補助金の交付状況（全体予算の執行状況）等により、補助金の交付の取り止め（補助金交付の終了）等を行う場合がございます。